

博物館と学校教育の融合を目指してⅡ

－新学習指導要領と博物館－

田 村 宜 也

はじめに

まさに、「博学連携・融合」の時機到来である。

新しい学習指導要領（小学校・中学校、以下「新指導要領」と略す）が告示されて早1年、学校現場では平成14（2002）年度からの完全実施に向けて意欲的な取り組みが急ピッチに進められている。新指導要領のねらいは、周知の通り、完全学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童生徒に「生きる力」を育成することにある。そのため、教育活動を学校の内だけではなく外に向けて広く展開するとともに、それを支える家庭や地域社会との積極的な連携が必要不可欠となっている。

一方、博物館等にとっても生涯学習社会を迎えた今日、従来のパラダイムから脱却し、高度化・多様化・個性化したニーズに的確に応えることが今日的課題であることは言うまでもない。そうした中、生涯学習の基盤づくりの場となる学校教育との連携・融合は社会的な要請であり、自身の活性化に向けても大きなきっかけになるものと考える。

思えば、今までの博物館等と学校教育は、同じ教育でありながら高くて大きな壁があったように思える。それは、一面では硬直的・画一的・閉鎖的と言われるような、両者に共通した社会通念からきているものとはいえないだろうか。しかし、ここ数年の加速化された社会情勢を見ると、博物館等も学校教育も独善的な認識や甘えは許されない状況となってきている。例えば、その一例として国立博物館等の「独立行政法人化」への移行や小中学校の「学区自由化」の動き等があげられよう。いかに施設や設備が整い、すばらしい資料（児童生徒）をもち、高尚な理念があったとしても、それらが十分に生かされず社会的に存在感が認められない博物館等や学校は今後淘汰されていく運命にある。まさに、サバイバルな時代であり、変化の激しい時代を乗りきるために、「連携・融合」は両者の共通したキーワードになるものと考える。もちろん、このことは両者の固有の目的やその機能を否定するものではない。

本稿においては、以上のような認識の上に立ち、博物館等と学校教育の今後の大きな架け橋になると思われる新指導要領（小学校・中学校）に視点を当て、その特色と博物館等の社会教育施設がどのように位置付けられているかを探ることにより、今後の「博学連携・融合」推進の一助にしようとするものである。

1 学習指導要領の変遷と学校教育

学習指導要領（以下「指導要領」と略す）とは、各学校において教育課程を編成するにあたって

その基準となるもので、学校種別ごとに文部大臣が定め公示するものである。指導要領を設ける主旨は、各教科の目標や内容等について大綱的な基準を定め、法律の定める教育の目的の実現を図り、学校教育の全国一定水準を確保することにある。また、指導要領は、学校教育法の委任によって定められ、法律を補充するものとして法的拘束力を有する。したがって、各学校では地域や児童生徒の実態に合わせて指導要領を弾力的に運用するものの、それに明らかに反する教育を行うことは許されない。学校で使用される教科書等も指導要領に準拠して編集されている。

指導要領は、昭和22年に作成されて以来、おおよそ10年間隔で改訂され今回で6回目の全面改訂となる。今回改訂された指導要領は、平成14年4月から全学年同時進行で完全実施される（高等学校では、平成15年度入学の1年生から学年進行で移行）。この間の平成12年度・13年度は、新指導要領の趣旨を生かした移行措置が講ぜられることになるが、移行期間中から新指導要領によって実施しなければならないものもある。新指導要領の大きな目玉である「総合的な学習の時間」は、移行期間中から教育課程に加えることができ、その趣旨を踏まえて積極的に取り組むこととされている。以下、今までの改訂の経過とその主な概要について小学校指導要領を中心に述べる。

〈昭和22年の指導要領〉

戦後民主化における教育改革の中、学校教育法が制定（昭和22年3月）され、学校教育は根本的な改革がなされた。そうした中、新しい教育課程に関する基本的な事項を定めるとともに、教育課程の基準として作成されたものが指導要領である。従来の修身（公民）、日本歴史及び地理を廃止して社会科を設けること。男女共に家庭生活に必要な技術を修める家庭科を設けること。児童の自発的な活動を促すために、それぞれの興味や能力に応じて行う自由研究が設けられた。

〈昭和26年の改訂〉

昭和22年の指導要領が、戦後の教育改革の急に迫られて極めて短期間で作成されたため、教科間の関連が十分に図られていないなどの課題を受け改訂されたものである。各教科の配当時数は、教科を学習の基礎となる教科（国語、算数）、社会や自然についての問題解決を図る教科（社会、理科）、主として創造的な表現活動を行う教科（音楽、図画工作、家庭）、健康の保持増進を図る教科（体育）の4つの経験領域に分け、総時数に対する比率で示された。また、自由研究は発展的に解消された。

〈昭和33年の改訂〉

戦後の新教育の潮流となっていた経験主義や単元学習を反省し、各教科の持つ系統性の重視、基礎学力の充実を図ろうとするものである。道徳の時間を特設して、道徳教育を徹底して行うようにしたこと。基礎学力の充実を図るため、国語や算数の内容を再検討し、その充実を図るとともに授業時数を増やしたこと。教育課程の最低基準を示し、義務教育の水準の維持を図った。

〈昭和43年の改訂〉

我が国の国民生活の向上、文化の発展、社会情勢のめざましい進展、国際的地位の向上にともなって、教育内容の一層の向上を図り時代の要請に応えようとするものである。小学校の教育課程を、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳並びに特別活動によって編成すること。各教科及び道徳の授業時数を、最低時数から標準時数に改めたこと。教育課程に関

する研究などの特例を認め、指導要領によらないこともできるとした。

〈昭和52年の改訂〉

我が国の学校教育は急速な発展を遂げ、昭和48年度には高等学校への進学率が90%を超えるに至った。このような状況に対応するため、真の意味における知育を充実し、知・徳・体の調和のとれた発達を図ろうとするものである。道徳教育や体育の一層の重視。各教科の教育内容を精選し、創造的な能力の育成を図ること。各教科の授業時数を削減し、ゆとりある充実した学校生活の実現を目指した。

〈平成元年の改訂〉

科学技術の進歩と経済の発展は、物質的な豊かさを生むとともに、情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化など大きな変化をもたらし、ますます拡大することが予想された。このような社会の変化に対応するため、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ろうとするものである。個性を生かす教育の充実を図り、各教科において思考力、判断力、表現力などの能力の育成、自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身に付けさせることを重視した。

2 これからの学校教育の方向性と博物館

(1) 今回の改訂のねらい

文部省編集の新指導要領の解説書が、総則及び各教科領域別に出されている。より具体的に指導要領の趣旨や内容について理解してもらうためである。今まででは指導書とよばれるものであったが、上意下達的なイメージを払拭し、学校（教師）の創意工夫を生かそうとするための名称変更と解釈する。もちろん、内容面から見ても弾力性をもたせ、現場の創意工夫が十分に生かされるものであり、今までよりも具体的で分かりやすく書かれているように思える。各解説書の冒頭には、今回の改訂の経緯と新指導要領でねらう児童生徒像が極めて明確に、かつ端的に述べられているのでそのまま引用したい。なお、文中の下線は筆者によるものである。

今日、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題、学校外での社会体験の不足など、豊かな人間性を育むべき時期の教育に様々な課題があり、これらの課題に適切に対応していくために、今後における教育の在り方についての検討が求められていた。また、21世紀に向けて、我が国は、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、高齢化・少子化等の様々な面で大きく変化しており、これらの変化を踏まえた新しい教育の在り方が問われていた。

このような背景の下に、平成8年7月の中央教育審議会一次答申においては、これからの学校教育の在り方として、「ゆとり」の中で自ら学び自ら考える力など「生きる力」の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、豊かな人間性とたくましい身体をはぐくむための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入することなどが提言された。

そこで、平成8年8月に、文部大臣から教育課程審議会に対し「幼稚園、小学校、中学校、高

等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」試問を行った。教育課程審議会においては、中央教育審議会の一次答申をはじめ数次にわたる答申に留意しつつ、約2年にわたり審議を行い、平成10年7月に答申した。この答申においては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などを踏まえつつ、完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で[特色ある教育]を展開し、幼児児童生徒に[生きる力]を育成することを基本的なねらいとし、次の方針に基づき改訂することを提言した。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

これらのねらいに基づき、教育課程の編成、授業時数、各教科の内容の改善方針が示された。

つまり、今回の改訂では学校を生涯学習体系の一環として位置付け、そのため学校教育では何を担い何をすべきかという点に大きな力点が置かれているものと考える。付け加えるならば、これからの学校教育は時間的・空間的・人的に学校の内だけで教育を完結しようとする意識を捨て、生涯学習の基礎を培うという観点から教育活動を展開することが大切ということである。そのため、従来のような知識の習得に偏りがちであった教育から脱却し、子どもたちの知的好奇心や探求心、自らの力で倫理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力などを重視するとともに、知識と実生活とが結びつく「知の総合化」の視点を強く求めている。こうした考えは、今回はじめて示されたものではなく、今までいわれてきた「自己教育力」や「新しい学力観」という考え方の延長線上にあるものであり、今回の改訂でより一層色濃いものとなっている。

その具現のためには、地域社会との連携は不可欠な要素である。新指導要領の記述の中にも地域社会とのかかわりについて、「連携を図る」「連携を深める」「積極的に活用する」「参加や協力を得る」等のことばを随所に見出すことができる。しかし、こうした流れを学校教育側からの一方的な要望と決して受けとめてはならない。なぜなら、教育とは本来、学校教育、社会教育、家庭教育が相まっておこなうべきものであり、三者のバランスの上に成り立つものだからである。このことについて教育課程審議会答申（平成10年7月）では、その冒頭において真っ先に「教育は、こうした子どもたちの発達を扶ける営みである。もちろんその営みは学校のみが担うものではなく、学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれがその教育機能を十分に發揮してはじめて子どもたちのよりよい発達が促されるものである」と述べ、教育に対する責任の所在と互いの連携の重要性を指摘している。また、続いて「家庭や地域社会における教育については、子どもたちがもっと社会体験や自然体験などの様々な活動を体験し、それらと、学校における教育活動とを有機的に関連付けることによって一層教育効果を高めることができるし、また、学校で学習した知識・技術や学び方などは、家庭や地域社会において生きて働く力として用いられることによって一層深められ、根付いていく」と提言し、地域社会の教育と学校教育の有機的関連と相乗的な効果を強く期待している。博物館等も教育を担う一機関として、当然こうした今次教育改革の動向や指針を正面から受け

とめ、自己課題として21世紀を担う子どもたちの「生きる力」の育成に向けて全力で取り組まなければならない。

(2) 大きな改訂点

ア 授業時数の削減と弾力的な運用

授業時数については、学校週5日制の完全実施にともない大きく削減されることになった。各学年とも現行と比較して授業時数が年間70単位時間（小学校1年生にあっては68単位時間）、週あたりに換算して2単位時間の削減となっている。さらに、各教科等の授業時数に目を移すと、総時間数の削減以上に厳しいものとなっている。これは、新しく創設される「総合的な学習の時間」に充てられる時間が多い（小学校3年生以上で週3単位時間以上、中学校で週2単位時間以上）ためで、この時間が新しい教育課程においていかに大きな意味を持つかを示すものである。当然、各教科等の内容も厳選され、現行と比べて全体で約3割程度削減されている。（表1・表2参照）

表1 小学校の各教科等年間標準授業時数の新旧比較

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	新 306	— —	114 136	— —	102 102	68 68	68 68	— —	90 102	34 34	34 34	— —	782 850
第2学年	新 315	— —	155 175	— —	105 105	70 70	70 70	— —	90 105	35 35	35 35	— —	840 910
第3学年	新 280	70 105	150 175	70 105	— —	60 70	60 70	— —	90 105	35 35	35 35	105 —	910 980
第4学年	新 280	85 105	150 175	90 105	— —	60 70	60 70	— —	90 105	35 35	35 70	105 —	945 1015
第5学年	新 210	90 105	150 175	95 105	— —	50 70	50 70	60 70	90 105	35 35	35 70	110 —	945 1015
第6学年	新 210	100 105	150 175	95 105	— —	50 70	50 70	55 70	90 105	35 35	35 70	110 —	945 1015

※この表の1単位時間は45分である。特別活動の授業時数は学級活動に充てる授業時数である。

表2 中学校の各教科等年間標準授業時数の新旧比較

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語					
第1学年	新 175	105 140	105 105	105 105	70 70	70 70	105 105	70 70	— —	35 35	35 35	0~30 35~70	70~100 105~140	980 1050
第2学年	新 140	105 140	105 140	105 105	35~70 35~70	35~70 35~70	105 105	70 70	— —	35 35	35 35	50~85 35~70	70~105 105~210	980 1050
第3学年	新 140	70~105 140	105~140 140	105~140 105	35 35	35 35	105 105	70~105 70~105	— —	35 35	35 35	105~165 35~70	70~130 140~280	980 1050

※この表の1単位時間は50分である。特別活動の授業時数は学級活動に充てる授業時数である。

各教科等の授業時数は、従来通り年間35週以上にわたって行うことを原則としている。しかし、現行とは違って必ずしも年間の総授業時数を35週で割れるようにはなっていない。すなわち、今までのように1年間を通して固定化した時間割で授業を行うことは不可能ということである。また、1単位時間について小学校45分、中学校では50分を標準とすることも現行通りであるが、ある期間に長時間の授業を行ったり、短時間の授業を毎日行ったりするなど、1単位時間の弾力的な運用も認められている。極端な例で示すと、例えば「総合的な学習の時間」を一週間毎日・毎時間行うことや算数を30分づつ1年間を通して毎日実施することなども可能になるということである。

これらのことと博物館等との連携・融合に当てはめてみると、授業時数の大幅な削減やそれにともなう教育内容の厳選は一見マイナス要因のように思える。しかし、見方を変えると、博物館等を活用する場合の教育課程での位置づけを今まで以上に明確にしなければならず、単なる思いつきでの安易な博物館活用はできなくなるものと思われる。したがって、博物館等の活用がより精選・洗練されていく中で、「博学連携・融合」に向けてのしっかりと基盤づくりが進むものと思われるし、そうなることを期待したい。また、授業時数の弾力化は大きなプラス要因となるだろう。特に、中学校では教科担任制のため、連続する時間での同一教科(短期間に集中しての同一単元)の授業を組むことが難しく、博物館等の活用を阻む一因となっていたからである。いずれにしても、学校はもちろんのこと博物館等としても、今まで以上に連携・融合のねらいと自身の役割を明確に持ち、柔軟な発想のもとに年間計画に意図的・計画的に位置付けていく必要がある。そのために、学校教育を援助・協力する義務のある博物館等(博物館法第3条、図書館法第3条)は、資料等の取扱いや学校の対応等について館内の共通理解を早急に図り、学校からの要望や依頼に対して協力可能な内容について常に明らかにしておくとともに、協力体制を整えなければならない。また、博物館等の職員と学校の教員とが定期的に集まり情報交換を行うような場や組織を設けることは、互いの意志疎通を図り協力体制を構築する上で極めて有意義なことと考える。このことについては、個々の館や学校単位ではコーディネートが難しいため、行政側の理解と働きかけがより一層必要になるものと思われる。

イ 総合的な学習の時間の創設

「総合的な学習の時間」の創設は、新指導要領最大の目玉である。各教科等で培った力が集約される時間であり、新指導要領の趣旨が凝縮された時間であると言っても過言ではない。この「総合的な学習の時間」という名称は、あくまで教育課程の基準上の名称であり、学校の時間割上の名称は各学校で決めることになる。小学校3年生から高校3年生まで設置され、週当たりの実施時間は小学校で3単位時間以上、中学校では選択教科の授業時数と対の関係となっており週2単位時間以上となる。

この時間が創設された理由であるが、まず第一に、各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるような時間を確保すること。第二に、国際教育や情報教育・環境教育等の今日的課題に対応するために、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保することにある。

教育課程上の位置づけについては、その性格上、教科や領域ではなく時間として扱われ、各教科等のようにどの学年で何を指導するというような内容については示されていない。これは、この時間が各学校において創意工夫を生かした学習活動をおこなうものであること、この時間の学習活動

が各教科の枠を超えたものであることなどから考えて、国が目標や内容等を示すことは適当でないとの考えによる。評価については、指導要領上の定めは特にならないが、教科のように試験の成績によって数値的に評価することはせず、子どもたちのよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて学習の状況や成果などについて所見等を記述することが適当であると教育課程審議会答申では提言している。以下、指導要領の総則に示される「総合的な学習の時間」の取扱い部分について抽出する。

まず、この時間の学習活動については次のように示されている。

各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童（生徒）の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

また、ねらいについては次のとおりである。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようすること。

さらに、この時間をおこなうにあたっては、次の事項に配慮するものとしている。

- (1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
- (2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

小学校においては、この他に国際理解に関する学習の一環として外国語会話をおこなう場合の配慮事項が加えられている。

以上のことまとめると、「総合的な学習の時間」とは、今日的な課題を踏まえて各学校が実態に応じて独自に学習活動を決める。何を学ぶかというよりは、どのようにして学び、どのように課題に関わっていくのかという方法知を修得させる。そして、実施に当たっては体験的・問題解決的な学習を中心とし、地域との連携が不可欠な要素ということになろう。

博物館等としては、当然のことながら、すぐにこの時間に対応しなければならないものではない。しかし、従来の教科等に比べると、時間的にも空間的にも内容的にも柔軟な対応が可能となる時間であり、博物館等の持つ機能や専門性が大いに發揮できる時間になるものと思われる。例えば、学校が博物館等を活用する場合の大きなネックになっていた問題に、時間が十分にとれないことがあげられていた。各教科には各学年で教えなければならない内容が定められており、特定の単元において大きな時間を割くことはできないからである。また、内容に縛られてしまい、博物館等の活用に発展性が見られなかったり、活用が一過性になってしまうくらいもあった。「総合的な学習の時間」はこうした多くの課題に善処し、博物館等と学校を大きく近づけるものと考える。その他、この時間には、「横断的・総合的な課題」「学び方やものの考え方」「自然体験やボランティア活動」「観察・

実験」「見学や調査」「地域の教材や学習環境」など、博物館等と学校とを結びつける数多くのキーワードがちりばめられている。博物館等としても関心を高く持ち、受け身的な姿勢ではなく積極的に館の特色や取り組みを学校に発信し、「博学連携・融合」を推進する絶好の機会としていきたい。

3 新学習指導要領の記述による博物館

新指導要領の基本的スタンスは学力観の転換にある。今まで述べてきたとおり、学力を単なる知識の量としてとらえるのではなく、質の面からもとらえようとするものである。これから学力観を表すものに、「一匹の魚よりも、魚の取り方を」という言葉がある。お腹がすいた人に魚を与えるだけでは、その場限りの空腹しのぎにしかならない。しかし、魚の取り方を教えれば、一生空腹に困ることはないということである。まさに、新指導要領は子どもたちに知識という魚を与えるのではなく、知識という魚を獲得する方法や視点を学ばせ、生涯に渡って生きて働く力にしようとするものである。そのため、教育内容を授業時数の削減以上に厳選するとともに、作業的・体験的な活動や問題解決的な学習、外部教育力との連携に関する記述が随所に盛り込まれている。

こうした中、博物館等の活用についても数多くの直接・間接的な記述を見出すことができる。特に、今回の改訂では指導要領及びその解説書を含め、はっきりと博物館等の具体的名称を明記しての記述が急増したことは特筆すべきことである。その意味については、繰り返して述べないが、「博学連携・融合」を大きく前進させるものであることは間違いない、学校のみならず博物館等としても意識を強く持ち、早急に内容を確認・分析する必要があるだろう。以下、長くなるが、指導要領及びその解説書の中から、博物館等の直接関連記述部分について抽出し参考したい。なお、文中の下線は筆者によるものである。〈 〉内は掲載頁を示す。

(1) 小学校

ア 総合的な学習の時間

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
総合的な学習の時間の取扱い 5-(2)	グループ学習や異年齢集団による学種などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。〈p3〉	さらにはこの時間の活動の特性にかんがみ、保護者をはじめ地域の専門家や留学生など外部の人々の協力も欠かせない。また、地域には公共図書館や博物館などの学習機関、様々な企業や工場、団体などがある。加えて川や山などの自然や文化財、伝統的な行事や産業などもある。この時間において豊かな学習活動を開くには、これらの地域の人々の協力を得るとともに地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する必要がある。〈p52〉

イ 国語

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
第5学年及び第6学年 内容B(1)-イ	B書くこと イ 全体を見通して、書く必要のある事柄を整理すること。〈p13〉	筋道を立てて文章を書くためには、取材の段階でもその目的や意図を踏まえ、ある程度文章全体の構成や記述を念頭に置いておくことが大切である。その上で、書

		<p>く必要のある事項を適切に取捨・選択したり、整理したりする学習が必要である。</p> <p>指導に当たっては、「C読むこと」の(1)の「オ必要な情報を得るために、効果的な読み方を工夫すること。」との関連を図り、学校図書館を中心として<u>地域の図書館などとの連携を工夫し、必要な情報を収集・選択できるよう支援することも大切である。</u>〈p105〉</p>
第5学年及び第6学年 内容の取扱い(1)-C	「C読むこと」 読書発表会をおこなうこと、自分の課題を解決するために図鑑や事典などを活用して必要な情報を読むことなど。〈p15〉	指導に当たっては、発表した結果のみを取り上げるのではなく、問題意識のもち方から図書へのかかわり方など、発表に至る過程を大切にしていきたい。また、学校や <u>地域の図書館など、図書や資料の存在について児童に適切に助言できるよう、事前に必要な情報の所在を把握しておく必要がある。</u> 〈p116〉

ウ 社 会

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
第3学年及び第4学年 内容(1)-ア	身近な地域や市(区、町、村)の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子など 〈p22〉	「主な公共施設などの場所と働き」を調べるとは、自分たちや市(区、町、村)の人々が利用する主な公共施設などを取り上げ、それらが市(区、町、村)のどこにあるか、それらはどんな働きをしているかを実際に観察したり調査したりして調べ、その結果を白地図などに書き表すことがある。ここで取り上げる施設としては、例えば、市(区)役所や町(村)役場をはじめ、学校、公園、公民館、 <u>図書館</u> 、児童館、体育館、美術館、市民ホール、福祉センター、消防署、警察署、裁判所、検察庁などの公共施設に加え、駅やデパート、スーパー、マーケット、銀行など、多くの市(区、町、村)民が利用している施設が考えられる。ここでは、 <u>これらの場所を地図で確認するとともに、施設の名称や働きを調べるにとどめるよう配慮する。</u> 〈p27〉
第3学年及び第4学年 内容(5)	地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。 ア 古くから残る暮らしにかかる道具、それらを使っていったころの暮らしの様子	「見学、調査したり年表にまとめたりして調べ」とは、ここでの学習の仕方を示している。地域の人々の生活の移り変わりについての学習では、 <u>博物館や郷土資料館などを見学したり、古くからの道具などを観察、調査したりする</u> ことができる。年表を活用したり年表にまとめたりすることは、時間の経緯にそって移り変わりの様子を整理し、今昔の違いや変化をとらえる上で有効な活動である。 〈p41〉

	<p>イ 地域に残る文化財や年中行事</p> <p>ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的な事例<p23></p>	
第3学年及び第4学年 内容(5)-ア	古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子<p23>	実際の指導に当たっては、社会科を学習する児童にとって初めての歴史的な内容であることに配慮し、見学や体験などを取り入れるなど、学習が具体的に展開するようになる必要がある。例えば、 <u>地域の博物館や郷土資料館</u> などにある昔の道具を見学したり、地域に住んでいる高齢者や父母から生活に使用した古い道具の使い方を教わり実際に使ってみたりするなどの活動は、 <u>人々の生活の変化</u> を考える手掛かりとなる。<p43>
第3学年及び第4学年 内容(5)-イ	地域に残る文化財や年中行事<p23>	実際の指導に当たっては、例えば、 <u>文化財を見学、調査する</u> 、 <u>文化財や年中行事の保存に携わる人の話を聞く</u> 、 <u>古くから伝統的に伝わっている行事や節句などの様子を調べる</u> などの活動が考えられる。<p43～p44>
第3学年及び第4学年 内容(5)-ウ	地域の発展に尽くした先人の具体的な事例 <p23>	実際の指導に当たっては、例えば、 <u>博物館や郷土資料館</u> などを訪ね、 <u>当時使われていた道具を調べたり</u> 、 <u>実際に触れたり使ったりしながら</u> 、 <u>先人の工夫や努力</u> 、 <u>当時の人々の生活の様子</u> などを具体的に調べができるようにすることが大切である。<p44>
第6学年 内容(1)	我が国の歴史上の主な事象について人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようとする。<p27>	資料の活用に当たっては、人物の肖像画や伝記、エピソード(逸話)などによって人物への興味・関心を高めることも大切である。また、 <u>地域の博物館や郷土資料館などを利用して文化遺産について学芸員に話を聞いたり</u> 、さらに <u>身近な地域に残る遺跡や文化財などを訪ねて調べたり</u> することは、歴史的事象を具体的に理解する上で有効な学習である。<p87>
第6学年 内容(1)-ア	農耕の始まり、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心を持つこと。<p27>	実際の指導に当たっては、例えば、 <u>博物館や郷土資料館などを活用して遺跡や遺物などを観察する学習</u> 、 <u>卑弥呼が治めたと言われる邪馬台国</u> の様子を想像して当時の社会を考える学習、 <u>身近な地域や国土に残る古墳について調べる学習</u> 、 <u>豪族や大和朝廷の力などを考える学習</u> 、 <u>神話・伝承を調べて国の形成について当時の人々のものの見方や考え方などに関心を持つようにする学習</u> などが考えられる。<p89>

第6学年 内容(1)－イ	大陸文化の摂取、大化の革新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。〈p27〉	実際の指導に当たっては、例えば、聖徳太子の肖像画やエピソードなどからその人となりを調べる学習、大仏の大きさから天皇の力を考えたり、大仏造営を命じた詔から聖武天皇の願いを考えたりする学習、 <u>博物館や郷土資料館などに展示されている、十二単や貴族の服装、調度品などを見学する学習などが考えられる。</u> 〈p91〉
第6学年内 容(1)－ク	日華事変、我が国にかかる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果してきたことが分かること。〈p91〉	実際の指導に当たっては、学校図書館や <u>公共図書館、博物館や郷土資料館などを活用したり、地域の高齢者に話を聞いたりするなどの活動を取り入れ、児童が自ら資料を活用したり調査をしたりして学習が具体的に展開できるようにすることが大切である。</u> 〈p100〉
第6学年 内容(3)	世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようとする。〈p28〉	「調査したり地図や資料などを活用したりして調べ」とは、ここでの学習の仕方を示している。ここでは、教科書のほかに学校や <u>公共の図書館を活用したり、地域の留学生や外国人から直接聞き取り調査をしたりするなどして具体的に調べ、我が国とつながりが深い国の人々の生活の様子や文化や習慣の違いについての理解を深めるように</u> することが大切である。〈p105～p106〉
指導計画の 作成と各学 年にわたる 内容の取扱 い1－(1)	各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学、体験などの具体的な活動やそれに基づく表現活動を一層展開すること。〈p31〉	社会科の学習は、これまで地域にある素材を教材化したり、地域に学習活動の場を設けたり、地域の人材を積極的に活用したりするなど、地域の事態や特色を生かした学習が工夫されてきた。今後も、このような学習を一層進めることが大切である。そのためには、まず、教師がその地域の実態を理解するとともに、地域の素材をどのように受けとめ、地域の人々や施設などからどのように協力が得られるのかを明確にする必要がある。それらをもとに、地域の素材を教材化したり、 <u>地域の施設を積極的に活用したり、さらに地域の人々との触れ合いのある学習活動を展開したりできるよう</u> にする。(中略) <u>また、観察や調査・見学、体験などの具体的な活動に取り組むことは、实物や本物を直接見たり触れたりすることであり、社会的事象を適切に把握し、具体的、実感的にとらえるうえで極めて有効である。</u> 〈p123～p124〉

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(3)	<p><u>博物館や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を行うようにすること。</u>〈p31〉</p>	<p>近年、国や地方公共団体、企業などによって、博物館やその他の施設が建設されている。これらの諸施設を積極的に活用して、社会科の見学や調査活動を行うことは、児童の意欲や学習効果を高めるうえで極めて重要なことである。(中略)</p> <p>地域にあるこれらの施設を積極的に活用することによって、児童の知的好奇心を高め、学習への動機づけや学習の深化を図ることができる。また、諸感覚を通して実物や本物に触れる感動を味わうことができる。学校での積極的な活用を通して、これらの施設を自ら進んで利用できるようになり、そのことは生涯にわたって活用する態度や能力の基礎となるものである。(中略)</p> <p>指導計画の作成に当たっては、まず教師自身が事前に施設を見学して、その特色を把握するとともに、関係の機関や施設などとの連携を綿密にとすることが大切である。また、施設の学芸員や指導員などから話を聞いたり、一緒に教材研究を行ったりして、指導計画を作成する手掛かりを得ることも大切である。</p> <p>このような学習を通して、博物館や郷土資料館、地域や国土に残されている遺跡や文化財などの役割や活用の仕方について正しく理解させ、それらにかかわっている人々の働きやそれらが大切に保存、管理されていることの意味についても気付くようにすることが大切である。</p> <p>〈p128～p129〉</p>
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(4)	<p><u>学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。</u>また、第4学年以降においては、教科用図書の地図を活用すること。〈p31〉</p>	<p>このような学習活動を実現していくうえで、学校図書館や公共図書館、コンピューターなどの果たす役割は極めて大きい。その主な理由は、次の三つに整理することができる。</p> <p>その一つは、学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、児童が自分の問題解決に必要な情報を検索し収集することができるということである。社会科の学習においては、できるだけ実際に実物を観察したり、地域の様々な事象や人々の働きを見学・調査したりするなど、社会的事象に直接かかわり、触れ合いながら学ぶことが望ましい。しかし、県(都、道、府)の様子、我が国の産業や歴史などの学習では、必ずしも実際に観察や見学・調査、体</p>

		<p>験ができないことも多く、資料を活用した学習が一層重要になる。このような場面では、学校図書館や<u>公共図書館</u>などに備えられていた<u>図鑑や読み物、事典(辞典)、参考書</u>などの図書やコンピュータなどから得られる様々な情報が重要な学習の資料になる。</p> <p>その二つは、学校図書館や<u>公共図書館</u>、コンピュータなどの活用を通して、情報活用能力を育てることができる。児童一人一人が自分の学習の問題や疑問を解決するために図書館やコンピュータなどを活用する過程で、必要な資料を検索・収集する能力、分析・検討する能力、加工・整理する能力などを修得することができる。</p> <p><p130~131></p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

工 理 科

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
第4学年 内容C 地球と宇宙 (1)	月や星を観察し、月の位置と星の明るさや色及び位置を調べ、月や星の特徴や動きについての考えをもつようする。<p53>	この学習では、実際に月や星を観察する機会を多くもつようにし、天体の美しさを感じる体験を重視する。(中略) また、移動教室など宿泊を伴う学習の機会を生かすとともに、 <u>プラネタリウムなどの社会教育施設を積極的に活用して天体に対する興味・関心を持つようにする。</u> <p39>
第6学年 内容C 地球と宇宙 (1)	土地やその中に含まれるものを見察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考え方をもつようする。<p59>	土地の観察に当たっては、野外で直接観察できる場所を選び、それぞれの地域に応じた指導を工夫する。するとともに、事故のないように十分に配慮する。また、遠足や移動教室などあらゆる機会を生かすとともに、 <u>博物館や資料館などの社会教育施設も積極的に活用する</u> ようする。<p70>
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い 1-(2)	指導に当たっては、 <u>博物館や科学学習センターなどを積極的に活用する</u> よう配慮すること。<p60>	児童の実感を伴った理解を図るために、それぞれの地域にある <u>博物館や科学学習センター、プラネタリウム、植物園、動物園、水族館</u> などの施設を活用することが考えられる。 <u>これらの施設は各地域の身近な自然に関する豊富な情報源であり、これらの活用を指導計画に位置付けることは児童が学習活動を進める上で効果的である</u> といえよう。<p73>

オ 生 活

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
第1学年及	公共物や <u>公共施設</u> はみんなのもので	児童にとって公共物や <u>公共施設</u> を利用することは、自

び第2学年 内容(4)	あることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようとする。<p62>	分自身の生活を広げたり豊かにしたりするために大切な。そして、これらを積極的、有効に利用できるようにするためにには、公共物や <u>公共施設</u> を実際に利用して、自分の生活に生かしたり、自分以外の人のことを考えて行動したりする体験が不可欠である。このような能力や態度は、国際化の進む社会においてさらに求められるようになる。(中略) ここで取り上げる公共物とは、例えば、地域や公園にあるベンチ、遊具、水飲み場、トイレ、ごみ箱、図書館や児童館の本、博物館の展示物、乗り物や駅、停留所、道路標識や横断旗などみんなが利用するものが考えられる。公共施設としては、公園、児童館、公民館、図書館、博物館、美術館などみんなで使う施設が考えられる。(中略) それを支えている人々には、公共物や <u>公共施設</u> で職員として働く人はもとより、例えば、図書館で図書の読み聞かせをしてくれる人や、博物館などで案内をしてくれるボランティアの人も含めて考えていくようにする。要は公共物や公共施設を利用する中で、これらの人々とのかかわり、親しみをもつことができるようになることである。<p31～p32>
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 1-(2)	自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れること。なお、必要に応じて手紙や電話などを用い伝え合う活動についても工夫すること。<p62>	例えば、公共施設を利用する活動では、 <u>地域の公共施設</u> に行き、そこで行われていることに参加したり、そこで指導してくれる人に会ったりして、自分と公共施設とのかかわりを具体的に把握できるようにする。そうした活動がきっかけとなり、家庭の協力も得て、日常的に利用できるようになることが望まれる。<p50>

カ 図画工作

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
第1学年及び第2学年 内容 B鑑賞(1)	かいたり、つくったりしたものを見ることに关心を持つようする。 ア 自分たちの作品の形や色、表し方の面白さなどに気付くなどして、見ることに关心を持つようすること。 イ 身近な材料に触れ、その感じについて話したり、友人の作品の表したかった気持ちを聞いたりするなどして楽しく見ること。<p73>	このことについて低学年では、作品に触れ全体で感じることに关心をもつ児童の実態に十分配慮し、見ることを広くとらえ、 <u>地域の美術館</u> などに出かけることも考えられる。その際、 <u>大きな作品</u> や動く作品、触ったり乗ったりできる作品など、児童が自分の感じで楽しく見ることができるものを中心に、受け入れ先と十分な打ち合わせが必要である。<p44>

第3学年及び第4学年 内容 B鑑賞(1)	<p>作品などのよさや面白さなどに関心を持ってみるようとする。</p> <p>ア 自分たちの作品のよさや面白さなどについていろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かり、関心をもって見ること。</p> <p>イ 親しみのある美術作品や製作の過程などのよさや面白さなどについて感じたことや思ったことを話し合うなどながら見ること。<p74></p>	<p>「親しみのある美術作品」は、表現しようとするに 関連のある身近な造形品や関心のある美術作品、<u>地域の 美術館などにある児童の興味や関心を惹く作品など</u>のこ とである。(中略)</p> <p>中学年の指導においても、児童が<u>美術館などで作品や ものをつくりだす表現活動の過程を、関心をもって見る ことができるよう</u>にすることである。なお、地域の美術館 などに出向くことが難しい場合に、児童が、鑑賞するに適 した様々な対象が考えられ、鑑賞の仕方も考えられる。</p> <p><p64~p65></p>
第5学年及び第6学年 内容 B鑑賞(1)	<p>作品などを鑑賞し、それらのよさや 美しさに親しむようとする。</p> <p>ア 自分たちの作品や表し方の変化などに 関心を持ってみるとともに、表現の意図や特徴をとらえ、見方や感 じ方を深めようすること。</p> <p>イ 我が国や諸外国の親しみのある美 術、暮らしの中の作品などのよさや 美しさ、表現の意図などに関心を もって鑑賞すること。<p75></p>	<p>高学年において、<u>地域の美術館などを利用する</u>ことにつ いては、児童の表現の実態に配慮し、鑑賞を独立して行 う場合においても、<u>表現活動との関連を基本にし指導す ることが大切である</u>。また、学校によっては、<u>美術館など に出かけることが、困難なことも考えられ、その場合に は、児童が学校での鑑賞活動を通して、美術館などに関心 をもち、実際の作品を見たいという気持ちをもつよう</u>に することが大切である。<p86></p>
指導計画の 作成と各学 年にわたる 内容の取扱 い2-(6)	<p>各学年の「B鑑賞」の指導に当たって は、児童や学校の実態に応じて、<u>地域の 美術館などを利用すること</u>。<p76></p>	<p>この項目は、1の指導計画の(3)「指導の効果を高める必 要がある場合には、独立して行うようにする」ことに関連 している。児童の鑑賞の充実の観点から、「児童や学校の 実態に応じて、<u>地域の美術館などを利用する</u>」機会をもつ ようにすることを示したものである。</p> <p>そこでは、<u>児童一人一人が自分らしい感じ方や見方を するために、造形感覚を働かせて、能動的な鑑賞ができる ように</u>することが大切である。例えば、親しみのもてる美 術作品や様々な表現の過程を収めたビデオや地域の工芸 を見るなど、児童が関心をもてるものを選ぶことが大切 である。そのような体験を通して、美術や造形作品などを 大切にする態度が育つように配慮することである。また、 児童の感じ方や見方を重視する観点から、受け入れ先と 事前の打ち合わせをすることが望まれる。</p> <p>なお、<u>美術館などがない所では、美術作品などが見られ る施設の展示内容を紹介したり、画集などを活用したり</u></p>

して美術館などへの興味や関心をもてるようになること
が大切である。<p98~p99>

キ 道 徳

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 1-(1)(2)(3)	各学校においては、校長をはじめ全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。<p93> ※(1)(2)(3) は省略	3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点 (3) 多様な指導方法の工夫 (4) 体験を生かす等の工夫 特にボランティア活動、自然体験活動、生や死の問題を考える活動、学校間の交流等を生かす工夫。観察や調査、実際に触れる活動、様々な立場について考える役割演技、コミュニケーションを深める活動、感性や情操をはぐくむ活動等を取り入れる工夫。地域の人々から様々な生き方や考え方を直接学ぶ工夫。学校図書館や公共図書館、博物館等を利用した発展的な学習の工夫などを考慮する。<p62>
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 3-(1)(2)	道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 <p94> ※(1)(2)は省略	1 体験活動を生かすなど多様な学習指導の構想 (7)図書館や博物館等を利用した発展的な学習指導 道徳の時間での児童の学習を一層発展させるために、学校図書館や公共図書館、博物館、インターネット等を利用することもできる。そこでは、児童自らが資料を探して調べる学習や関心のある課題別にグループを編成して学習することもできる。個人やグループで、授業外において道徳学習を発展させるためのオリエンテーションの意味合いも考えられる。なお、校外の施設を利用する場合は、校外学習の機会を利用するなどの配慮が必要である。 <p75>
指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 4	道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある。<p94>	1 家庭における道徳教育との連携 (3)家族での豊かな体験 また、学校や地域の活動に積極的に参加したり、文化施設等の行う催しや学習活動に参加したり、豊かな自然の中で動植物と触れ合ったりしながら、家族が一緒に共通の体験を行えるよう、情報を提供していくことも求められる。<p98>

ク 特別活動

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
内容 Cクラブ活動	クラブ活動においては、学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、共通の興味・関心を追究する活動を行うこと。〈p95〉	2 クラブ活動の活動内容と指導計画 (2) クラブ活動の指導計画 (ウ) 学校や地域の実態に即すること 指導計画は、学校の規模、教職員の組織、施設・設備などの諸条件に即して作成する必要がある。また、児童の興味・関心を基本としながら、地域の伝統芸能や文化と関連付けたり、 <u>地域の教育力を活用したりするなど、地域社会の実態や特性も考慮して作成することも考えられる。</u> 〈p53〉 3 クラブ活動の組織上の留意事項 (3) 学校や地域の実態に即した組織であること また、児童の希望するクラブの設置に努め、必要に応じて、 <u>社会教育施設をはじめとして学校外にも活動の場を求める</u> ことも考えられる。さらに指導を充実するため、地域の人々をはじめとする <u>専門的な外部講師に協力</u> してもらうなど、積極的に地域の人材との連携を図っていくことも大切である。〈p57～p58〉
内容 D学校行事 (4)遠足・集団宿泊的行事	平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道德などについての望ましい体験を積むことができるよう活動を行うこと。〈p96〉	④遠足・集団宿泊的行事 イ 実施上の留意点 (ウ) 実施に当たっては、 <u>地域社会の社会教育施設等を積極的に活用する</u> など工夫し、十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。〈p65〉
指導計画の作成と内容の取扱い 1-(1)	学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。〈p96〉	1 全体の指導計画作成の条件 (8) 家庭や地域と協力し連携を深めながら、児童が自然や文化との触れ合い、地域の人々との幅広い交流などができるよう、 <u>社会教育施設等の活用などを工夫し、自然体験や社会体験などの充実を図ることができる指導計画を作成</u> すること。〈p76〉

(2) 中学校

ア 総合的な学習の時間

項目	学習指導要領	学習指導要領解説
総合的な学習の時間の取扱い 5-(2)	グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の	さらには、この時間の活動の特質にかんがみ、保護者をはじめ <u>地域の専門家など外部の人々の協力</u> も欠かせない。また、地域には <u>公共図書館や博物館などの学習機関、様々な企業や工場、団体など</u> がある。加えて川や山などの

	教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。〈p4〉	自然や文化財、伝統的な行事や産業などもある。この時間において豊かな学習活動を展開するには、これらの地域の人々の協力を得るとともに、 <u>地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する必要がある。</u> 〈p60〉
--	---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 国 語

項目	学習指導要領	学習指導要領
第2学年及び第3学年内容B(1)－ア	B書くこと 広い範囲から課題を見付け、必要な材料を集め、自分のものの見方や考え方を深めること。〈P10〉	第2学年及び第3学年においては、社会生活全般に目を広げ、自然、社会、人間、文化などにかかる様々な問題に気付き、考えなければならない課題、解決すべき課題を見付け、それに関連する材料を収集する。それらの課題に即して、例えば、コンピューターによる情報の検索、学校図書館や <u>地域の図書館あるいは博物館等を利用した資料の収集等、情報活用の能力を養うことが重要となる。</u> そして、収集した材料を整理し、理解し、判断することが求められる。このようにして、自分のものの見方や考え方を深めることができ、書くべき文章の内容を作り出すことができるようになる。〈P35〉
指導計画の作成と内容の取扱い(3)－イ	指導に当たっては、例えば次のような言語活動を通して行うこと。 (ア) 説明や記録などの文章を書くこと。〈p13〉	(ア)の「説明や記録」などの言語活動は、事実や事柄を客観的に書く言語活動の例である。「説明」の文章を書く場合には、だれに向けて、どのような目的で、どのような事実や事柄について説明するかをはっきりさせなければならない。読み手に分かりやすい文章を書き表すには、まず説明に必要な情報の収集活動を十分に行い、内容を豊かに整えることである。そのためには、必要な観察、聴取などをを行い、そこから材料を収集し、それを取捨選択して、適切に活用して書くことが重要である。その際、 <u>図書館や博物館、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段等の利用にも配慮する。</u> 〈p96～p97〉
指導計画の作成と内容の取扱い(4)－エ	指導に当たっては、例えば次のような言語活動を通して行うこと。 (ア) 様々な文章を比較して読んだり、調べるために読んだりすること。〈p14〉	(ア)に示した言語活動例は、主として情報活用にかかる言語活動であり、目的や意図に応じて複数の文章を比較して読んだり、調べるために読んだりする言語活動の例である。「C読むこと」の指導事項には、第1学年の指導事項かに「様々な種類の文章から必要な情報を集めるための読み方を身に付けること。」、第2学年及び第3学年の指導事項才に「目的をもって様々な文章を読み、必要な情報を集めて自分の表現に役立てること。」とあるが、こ

	<p>これらの学習を効果的に行うためには、学校図書館の活用が大切となる。例えば、学習内容とのかかわりの中で、必要な情報が学校図書館に整備されているかどうか事前に確認したり、他の学校や<u>公立の図書館あるいは新聞など</u>から情報を収集したりすることも視野に入れておく必要がある。この活動を通して、情報の収集や活用の仕方をも修得することができるであろう。〈p104～p105〉</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 社 会

項 目	学 習 指 導 要 領	学 習 指 導 要 領
歴史的分野 内容(1)－イ	身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、歴史の学び方を身に付けさせる。〈P22〉	生徒自らの「調べる活動」となるように工夫し具体的な歴史的事象から時代の様子を考えさせるなどして、「歴史の学び方を身に付けさせる」ようにする。また、民俗学などの成果を生かして「人々の生活と生活に根ざした文化に着目した扱いを工夫する」(内容の取扱い)ようにし、生徒にとってより親しみのある歴史となるように工夫する。その際「 <u>博物館、郷土資料館などの活用も考慮する</u> 」(内容の取扱い)〈P87〉
歴史的分野 内容の取扱 い(2)－イ	イについては、内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、 <u>博物館や郷土資料館などの活用も考慮すること。</u> 〈P25〉	
歴史的分野 内容の取扱 い(1)－オ	日本人の生活や生活に根ざした文化については、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導するとともに、民俗学などの成果の活用や <u>博物館、郷土資料館などの見学・調査を通じて、生活文化の展開を具体的に学ぶこと</u> ができるようすること。〈P25〉	今回の改訂で「身近な地域を調べる活動」が「内容」の(1)として位置付けられたこともあり、こうした学習の一層の充実が期待される。その場合、民俗学や文化人類学・考古学その他の学問、地域史の研究などの成果を生かすことにより、生徒にとって歴史の学習が一層身近なものとなり、生活と密接なつながりをもった学習として展開されることが期待できる。 <u>博物館や郷土資料館に代表される様々な文化施設を利用することが大切であり、そこに収蔵されている文化財を見学・調査することなどを通して、衣食住、年中行事、労働、信仰などにかかわる具体的な生活文化とその歴史的な展開の学習を充実させることが望まれる。</u> そのことにより、歴史の流れを理解させ我が国の文化と伝統の特色を考えさせるという歴史的分野の学習のねらいが一層深められるとともに、国際社会の中での日本について考えることもできるようになることを目指している。〈P117～p118〉

工 理 科

項目	学習指導要領	学習指導要領
[第2分野] 内容(2) アー(ア)	野外観察を行い、観察記録を基に、地層のでき方を考察し、重なり方の規則性を見出すとともに、地層をつくる岩石とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と年代を推定すること。<P51～p52>	地層の生成年代としては、古生代、中生代、新生代の第三紀及び第四紀程度の地質時代区分の扱いとし、それ以上は深入りしない。また、地層の生成年代を推定するためには示準化石を用いるが地球の歴史や変遷をとらえさせる証拠として示準化石を取り扱う。ここで取り上げる示準化石の例として、例えば、古生代のサンヨウチュウ、ボウスイチュウ、中生代のキヨウリュウ、アンモナイト、新生代第三紀のビカリ亞、第四紀のナウマン象など代表的なものを取り上げるにとどめる。その際、地域の実態に応じて、野外で化石採集を実際に体験したり、博物館等において、実物を観察したりするなどの工夫を行うことも大切である。
内容の取扱い(3)－ア	アの(ア)については、地層を形成している代表的な堆積岩も取り上げること。「野外観察」については、学校の周辺で地層の様子を観察する活動とすること。「化石」については、示相化石及び示準化石を取り上げるが、地質年代の区分は古生代、中生代、新生代の第三紀及び第四紀を取り上げるにとどめる。地層の「重なり方」については、野外観察で見られた地層について、その重なり方の規則性をとらえることにとどめること。<P55>	なお、野外観察においては、地形や露頭の観察に適した場所がないような地域では、校外学習を行ったり、博物館等の施設を活用したりするなどの工夫が必要である。<P67>
[第2分野] 内容(7) イー(ア)	自然がもたらす恩恵や災害について調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。<P54>	自然の恵みや自然灾害を調べるときには、図書館博物館、科学館など地域の様々な施設・設備を利用するとともに、空中写真、衛星画像、情報通信ネットワークなど多様な総合化された情報を活用することが大切である。そのことにより時間的・空間的に広い視野からのとらえ方に発展させることができる。<P97>
内容の取扱い(8)－ウ	イの(ア)については、記録や資料を基に調べること。「災害」については、地域において過去に地震、火山、津波、台風、洪水などの災害があった場合には、その災害について調べること。<P57>	
指導計画の作成と内容の取扱い 5	第2の内容第1分野(7)のイの(ア)と第2分野(7)のイの(ア)については、生徒や学校、地域の実態に応じていずれかを選択するものとする。<P58>	今回必修教科における「理科」の内容に「項目選択」を設けた。すなわち、第3学年の第1分野「(7)イ科学技術と人間(ア)」と第2分野「(7)イ自然と人間(ア)」のどちらかを選択履修することになる。 選択については、できるだけ生徒の希望が生かされるよう配慮するとともに、学校や地域の実態に応じて弾力的に扱うことが大切である。項目選択については、科学技術と

		人間生活とのかかわりや自然と人間生活とのかかりにおいて総合的にとらえ、自分の生き方を考えることができるよう、生徒がいろいろな視点から観察、実験などの学習活動を展開する。その際、 <u>地域の社会教育施設や地域の人々との連携を図ることに留意する必要がある。</u> 特に、事前に <u>地域の学習の場を把握し、施設等と十分連絡を取り指導計画に位置付けておくことが大切である。</u> (P115)
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オ 美 術

項目	学習指導要領	学習指導要領
3 改善の要点(2)－(イ)		(イ) 鑑賞に関する改善 <u>・美術館、博物館等の施設や地域の文化財などを積極的に活用するようにする。</u> (P5)
第1学年の目標(3)	自然や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、よさや美しさなどを感じ取る鑑賞の能力を育てる。 (P65)	「見方を深め」とは、単に直感的に感じる美の感覚だけではなく、形や色の特徴や性質、用具や材料の基本的な用い方などの知識や、自らの技能・経験に立脚した見方及び作者の表現の精神や感性、生き方などと作品とのかかわりなどの視点から、感性と知の両面を豊かに働かせ深く味わうことをを目指している。(中略) <u>それらの学習の際、地域の美術館、博物館などの社会教育施設や学芸員、芸術にかかる専門家などとの連携を図り、立体的で多様な鑑賞ができるようにするなど工夫し、美術鑑賞を生涯にわたり愛好していくことのできる豊かな素地を形成するようにする。</u> (P20～p21)
第2学年及び第3学年の目標(3)	自然、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術のかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。(P67)	
第2学年及び第3学年の内容 A(1)－ウ	日本及び諸外国の作品の独特的な表現形式や構成、技法などに关心をもち、自分の表現意図に合う新たな表現方法を研究するなどして創造的に表現すること。 (P67)	生徒がより多様に創造的に表現するための力を育てるには、このような伝統的な表現や外国の作品の学習を通して、それらの方法や表現効果などの特質を理解し自分の表現に生かすとともに、一人一人が自分の思いをさらによく表現できる方法を考え、自分独自の発想や構想、表現技法の工夫をするなどして、自分の作品を伸び伸びと表現できているという自信がもてるようになることが重要である。 <u>その際、過去の作品などの中に参考になる点がたくさん見いだせることや、創造は常に過去の上に成り立っていることを理解させる必要がある。</u> それらの考えを実体験して理解を深めさせたり、表現の幅を広げていくためには、作品集などの学校図書館における参考図書や視聴覚教材、美術館、博物館等の積極的な利用が望まれる。(P48)

B鑑賞 (1)鑑賞の内容		<p>独立した鑑賞の学習活動</p> <p>鑑賞のみに充てる授業時間については、各学校や地域の実態等を考慮し<u>美術館、博物館等の社会教育施設を活用</u>したり、鑑賞用の図書、複製や映像資料等の鑑賞を通して作品のよさや美しさを味わったりすることや、作品の<u>文化的価値</u>を学ぶなどの鑑賞の学習を含めて、各学年とも適切かつ十分な時間を確保することが必要である。〈P84〉</p> <p>鑑賞教材の選定</p> <p>なお、「伝統的な工芸」「美術文化の継承と創造」「文化遺産」などの指導においては、アジアを含む文化遺産についての歴史やそれらを創った創造的知恵と技能のすばらしさ、また、それらを大切に守ってきた人々の心や生活文化などに着目させ、現代の文化や美術が古来からの美への願いや憧れを受け継ぎ、その過程で次々と日本らしい美術文化や芸術を創造し、さらに、現代の国際的視野に立つ美術へつながってきているという文化の連続性に気付かせ、それらを大切に継承していく態度を形成していかなければならない。その観点からも、それぞれの地域の美術文化財などを教材として積極的に取り上げたり<u>地域の美術館・博物館等の文化施設を活用</u>したりして、生徒が实物に直にふれ、幅広い対象を鑑賞し興味・関心を引き起こせるダイナミックな学習の展開を工夫していくことが大切である。〈P87〉</p>
第1学年 B鑑賞－ア	創造力を働かせ、美術作品や児童生徒の表現などに表された作者の心情や意図と表現の工夫を感じ取り、作品の見方を広げ、多様な表現のよさや美しさなどを味わい、鑑賞に親しむこと。 〈P66〉	「鑑賞に親しむ」ためには、美術室の作品掲示の充実を図るとともに、日常の学校生活の中で隨時鑑賞に親しむことができるよう、余裕教室等を活用した学校ギャラリーなど校内の適切な場所に生徒作品や地域の作家の作品、日本及び世界の名作の複製や教師の作品など多様な作品を展示するような環境づくりにも意を用いたい。また、学校図書館などの鑑賞資料やビデオ等映像資料・コンピューター等の充実を図ることも大切である。さらに、 <u>美術館や博物館などでの鑑賞の機会をつくるなどして、生涯にわたり美術に親しんでいこうとする感情や意欲・態度を育てる</u> ことが大切である。〈P91〉
第2学年及び第3学年 B鑑賞－イ	日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や文化と伝統	「概括的な変遷や作品の特質」とは、それらを比較検討し、その相違や共通点を把握しながら日本美術の時代的な大まかな流れを見ていくことである。(中略)

	に対する理解と愛情を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。 〈P68〉	その際、単に美術の通史として暗記させる学習になることのないよう、時代の変遷と美術作品の特質という一的な視点からの鑑賞を心がける必要がある。調べる活動をするに当たっては、個人あるいはグループごとに調べる時代や美術作品、テーマなど課題を設定させ、 <u>美術館や図書館</u> なども積極的に活用しながら鑑賞研究ができるよう、また、それを発表できる機会を設けるなど十分な指導計画を立てる必要がある。〈P97〉
指導計画の作成と内容の取扱い 1-(3)	第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を配当すること。〈P69〉	「B鑑賞」に充てる授業時数については、従前の学習指導要領には具体的には記述はなかったが、今回の改訂では「適切かつ十分な授業時数を配当する」と明示した。したがって、鑑賞のみに充てる時間及び表現と相互の関連を図った鑑賞を含め、少なくとも従前の時数以上の年間授業時数を十分に確保する必要がある。 ただし、鑑賞に充てる時数を示していないのは全国一律に定めるのではなく、学習指導要領の「B鑑賞」に示している内容を学習するに十分な時数を各学校の実態によって定められるようにしているものである。近くに <u>美術館等</u> があつたり、地元の作家や工房を訪ねてみたりすることなどが可能な場合には、その往復時間を含め、鑑賞に充てる時数が多くなることも考えられよう。それら諸条件を勘案した上で必要な「適切かつ十分な時数」を各学校で定めるものとしているのである。〈P110〉
指導計画の作成と内容の取扱い 2-(5)	各学年の「B鑑賞」の題材については、日本や諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、 <u>美術館・博物館等の施設や文化財</u> などを積極的に活用するようすること。〈P69〉	「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」を教育課程審議会は、今回の「教育課程の基準のねらい」の第一にあげている。また、「改善の基本方針」に「各学校段階の特質に応じて、我が国やアジアなど諸外国の美術文化についての関心や理解を一層深められるよう鑑賞の充実を図る。その際、地域の <u>美術館等</u> の活用も図るよう配慮する」と明示された。(中略) アジアの文化遺産の鑑賞や、美術館等の活用 また、日本の文化遺産などの関連の深いアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、それぞれの地域出身の作家や現在活動中の作家について学習したり、地域にある <u>美術館・博物館等の施設や美術的な文化財</u> などを積極的に活用して、実物の美術作品を通した幅広い鑑賞の機会が

		得られるようにすることも大切である。〈p117～P118〉
指導計画の作成と内容の取扱い 5	選択教科としての「美術」においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容で各学校が定めるものについて、課題学習、伝統工芸など地域の特性を生かした学習、表現の能力を補充的に高める学習、創造的・独創的な芸術表現を追究する発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。〈P69～P70〉	「伝統工芸など地域の特質を生かした活動」では、各地域に伝わる民芸的なものや伝統的な工芸などそれぞれの地域の特色を生かした造形活動にも目を向け、生徒が課題や題材を自由に選んで学習活動ができるようにすることが必要である。また、地域の伝統工芸の継承者や民芸作家はもとより、余暇を利用して美術の表現及び鑑賞を通して活躍している人など様々な人材を活用することも取り入れたい。また、身近にある <u>郷土資料館・美術館・博物館等</u> 、歴史的な建造物やモニュメントなどの文化財なども積極的に活用して、地域に根差した教育活動が行えるよう工夫していくことも必要である。〈p122〉

カ 道徳

項目	学習指導要領	学習指導要領
指導計画の作成と内容の取扱い 3-(2)	ボランティア活動や自然体験学習などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫、魅力的な教材の開発や活用などを通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。〈P101〉	2 体験学習を生かすなど多様な学習指導の構想 (7) <u>図書館や博物館等を利用した発展的な学習指導</u> 道徳の時間での生徒の学習を一層発展させるために、学校図書館や <u>公共図書館、博物館、インターネット等</u> を利用することもできる。そこでは、生徒自らが資料を探して調べる学習や関心のある課題別にグループを編成して学習することもできる。個人やグループで、授業外において道徳学習を発展させるためのオリエンテーションとしての位置付けも考えられる。なお、校外の施設を利用する場合は、校外学習の機会を利用するなどの配慮が必要である。〈P80〉
指導計画の作成と内容の取扱い 4	道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある。〈p101〉	

キ 特別活動

項目	学習指導要領	学習指導要領
B 生徒会活動	生徒会活動においては、学校の全校生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調	(4) ボランティア活動など社会参加等に関する活動 特に、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加等に関する活動は、生徒が社会の一員であるということの自覚を深め、人間尊重の精神

	<p>整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などをすること。〈P102～p103〉</p>	<p>に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を培うとともに、自分を見つめなおし自己実現に向かって人生を切り拓く力をはぐくむうえで、現在とくに大切な活動であると言える。</p> <p>具体的には、生徒会の呼びかけなどによるボランティア活動、例えば、地域の福祉施設や<u>社会教育施設等での様々なボランティア活動</u>、また、有意義な社会活動への参加・協力（地域の文化・スポーツ行事、防災や交通安全など）さらに、学校間の交流、幼児、高齢者、障害のある人々などの交流など、地域や学校、生徒の実態に応じて多様な活動が考えられる。〈p62～P63〉</p>
指導計画の作成と内容の取扱い 1-(1)	<p>学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階などを考慮し、教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、<u>社会教育施設等の活用などを工夫すること</u>。〈P103～p104〉</p>	<p>(4) 家庭や地域の人々との連携を深め、その教育力を活用すること</p> <p>これからの学校教育においては、家庭や地域の人々の参加や協力を得るなどお互いの連携や交流を深め、開かれた学校づくりを進めていくことが求められている。特に、特別活動は、家庭や地域等との連携・協力が重要な意味を持つ教育活動であり、そうした幅広い教育力を活用した学校内外での体験活動は、生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに人間としての生き方についての自覚を深めるうえで、極めて重要である。</p> <p>そのためには、各学校が、家庭や地域との連携や交流を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたり、<u>社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要であり、特別活動の指導計画の作成に当たっては、地域や学校の特色を活かした指導計画の作成に配慮することが大切である。</u>〈p78～P79〉</p>

以上、新指導要領及びその解説書の中に、博物館等の直接的な関連記述が認められる部分についてあげてみた。しかし、ここにあげられていない教科や部分についても博物館等の直接名称がでていないというだけであり、当然のことながら博物館等の活用ができなかつたり考えられないということではない。例えば、博物館等とは縁のないように思える「体育」（小学校）においても、第5学年・第6学年の内容「F表現運動」などは、解説書によると「地域で伝承してきた踊りや世界の代表的なフォークダンスを身に付けて、みんなで楽しく踊って交流する。また、踊りを通していろいろな地域や世界の文化に触れることができるようになる。地域で親しまれている民謡や日本の代表的な民謡の中から、踊り方の特徴や感じの異なった踊りを選んで踊る」（下線は筆者による）と述べられており、博物館等と学校とが連携を図ることによって学習に一層の深まりが期待できる

ものと考えられる。

また、「博学連携・融合」の先進的な取り組みで知られる川越市立博物館では、「博物館利用研究委員会」を教員と共に組織し、学校の教育課程に位置付く博物館・文化財の活用方法の研究と実践を行っている。その研究成果をまとめた「やまぶき第5集—学校教育のための博物館活用の手引きー」には、音楽（民謡や環境音から、郷土を見つめよう）、英語（英語で学ぼう、ぼくらの川越）、家庭（衣服への興味関心を高めるために）など、幅広く教科等と連携を図った意欲的な実践が多数紹介されている。柔軟な発想と互いの創意工夫により、教科等の枠や指導要領の表面的な記述にとらわれることなく「博学連携・融合」の可能性は大きく広がっていくものと考える。

おわりに

これから迎える21世紀が、心豊かな夢のある社会となるために教育の果たす役割は極めて重要である。博物館等としても国民の教育を担う重要機関として、その自覚と責任を十分に認識しなければならない。と同時に、偏狭な既存意識から脱却し、「教育」から「共育」へと大きく視野を広げることが大切であろう。今後、指導要領の改訂にともない、今まで以上に学校教育から博物館等への積極的なアプローチが予想される。冒頭でも述べたとおり、博物館等としてはこの機会を社会的存在感を高める絶好のチャンスととらえ、自身の活性化へつなげていくことが肝要と考える。

その視点の一つは、今まで積み上げてきた学校教育との連携・融合をどう深め発展させていくかである。現在多くの博物館等でおこなわれている「出前授業」や「博物館授業」などの取り組みの効果は、双方にとって極めて大きく有意義であることは改めて言うまでもない。しかし、その取り組みは、まだまだ一部の熱心な教員や先駆的な学芸員の域を出ていないものであり、場面も限られている。今後、博物館等職員と教員とが英知を結集する中、日常的でより多彩なものへと発展させていくたい。その際、相手に安易に迎合したり自己中心的な要求をすることは戒めたい。あくまで、対等なパートナーシップの下、互いの役割や性格等について十分に認識し尊重することが大切である。

二つ目の視点は、博物館等独自として未来を担う子どもたちのために何をしなければならないかである。今まで述べてきたとおり、博物館等には学校教育とは別の固有の目的や機能がある。調査研究や資料収集・保存はもとより、子どもたちの「生きる力」の育成をも視野に入れた、魅力ある展示や催し物を企画する中でその役目を果たさなければならない。そうした中、公立学校の完全学校週5日制の実施に伴い、現在の休業土曜日に多くの館で実施している子ども向けの教育普及事業等も見直していく必要があるだろう。すなわち、今までのような学校教育の受け皿的発想ではなく、長期的な展望に立ち博物館等として子どもたちの教育にどうかかわっていくかである。

浅学であり、新指導要領等の読み込みも不十分のため、その解釈や博物館等との関連についても的外れな部分が多くあったものと考える。多くの方からの御批判・御教示が賜れれば幸いである。また、今回は小・中学校の指導要領が中心であり、高等学校については言及できなかった。博物館等の利用状況を見ても、高校生になると小・中学生と比較して利用が少なくなる傾向がある。各館からの「博学連携・融合」に関する意欲的な実践報告も、「高校生をベースにしたものはなかなか聞こえてこない。新指導要領を踏まえた「博学連携・融合」の実践とともに今後の課題」としたい。

【参考・引用文献】

- 教育課程審議会 1998 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（答申）
- 文部省（編）1998「小学校学習指導要領」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 総則編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 国語編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 社会編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 算数編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 理科編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 生活編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 音楽編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 図画工作編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 家庭編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 体育編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 道徳編」
- 文部省（編）1999「小学校学習指導要領解説 特別活動編」
- 文部省（編）1998「中学校学習指導要領」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 総則編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 国語編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 社会編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 数学編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 理科編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 音楽編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 美術編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 保健体育編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 外国語編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 道徳編」
- 文部省（編）1999「中学校学習指導要領解説 特別活動編」
- 川越市立博物館 1999「やまぶき第5集〈学校教育のための博物館活用の手引き〉」